行政法　２６３６肢ア

第１　肢の結論

誤り

第２　A県警警察官が交通犯罪捜査の故意過失で違法に他人に損害を加えた際の賠償主体

１．問題の所在

A県警察の警察官がいわゆる交通犯罪の捜査を行うについて故意又は過失によって,他人に損害を加えた場合，A県だけではなく，国も賠償責任を負うのか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

A県だけが国家賠償法第１条第１項について損賠賠償責任を負う。（国賠法１条）

よって，国も負うとした肢は誤り。

（２）理由

確かに，国賠１条１項によれば，A県警察の警察官は，県の公権力の行使にあたるともいえるし,治安維持の観点から見れば,国の役割をA県が委託されたと見ることもできる。

伝統的な夜警国家からみて，治安維持は，国の公務である。したがって，委託先のA県とともに，管理者である国も賠償責任を負うとも思える。

しかし，不都合である。警察の公権力の行使は，多岐にわたり，常に国が負うとなると，手続上の負担が重くなってしまう。

効率性を考えて，分担を認める必要がある。国賠１条は，公権力に責任を負わせ被害者を救済する趣旨である。A県のみであっても，賠償責任は十分に果たせる。

被害者は，十分救済される以上，責任の分担も許容する趣旨である。

実際，本件の場合，外形上もA県と名乗っており，国に請求できる期待も生じていない。したがって，本結論は適当であると考える。

以上